第1回堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の指摘事項と対応(案)

| 委員名 | 指摘箇所 | 指摘事項 | 対応 |
|--------------|--------------|-----------------------|---------------|
| ○第6章 保存管理 | | | |
| 和田 | P11 | 「住宅街」、「公園」など各古墳の立地を | 公園・市街地・学校を記載 |
| 瀬 | 各古墳の保存管理 | 記載するように。将来的に公園になるとこ | |
| | | ろは、現況と分けて記載するように。 | , , |
| ——瀬 | P11 | 除草の回数も記載するように | 状況に応じて対応すること |
| | 各古墳の保存管理 | | を記載する |
| 中村 | P11 | 管理上の目安として土壌の厚さ(遺構 | 保存管理の方法(一般事 |
| | 各古墳の保存管理 | 面までの深さ)を記載するように | 項)に記載する |
| 宮路 | P9. 10 | 群全体の一般事項に注意事項として土 | |
| | 植生管理(一般事 | 壌を記載するように | |
| | 項) | | |
| 中村 | P10 | 植生調査の結果を踏まえてではなく、見せ | 目指すべき姿を検討して保 |
| | 植生管理(一般事 | 方や目指すべき姿を検討して保存管理す | 存管理を実施する |
| | 項) | べき | |
| 一瀬 | P11 | 10 年後の植生をシュミレーションしながら | 目指すべき姿をイメージしな |
| | 各古墳の保存管理 | 検討する | がら日常管理を行う |
| 和田 | P11 | 陵墓も同じ課題を抱えているので、宮内 | 宮内庁と情報共有しながら |
| | 各古墳の保存管理 | 庁と情報共有しながら進めてほしい | 保存管理を進める |
| ○第8章 整備 | | | |
| 一瀬 | P23 | 宮内庁と市が設置する柵のなじませ方を | 景観に配慮した柵の設置を |
| | 保存のための整備 | 検討してほしい | 検討する |
| ○第9章 管理·運営体制 | | | |
| 北口 | P27 | 行政間、宮内庁との連携を記載しなくて | ご指摘のとおり文言を修正 |
| | 運営体制の方向性 | よいのか。庁内も情報共有にとどまらず、 | する |
| | | 情報の共通理解・認識が必要ではないか | |
| 宮路 | | 整備やモニタリングを継続させるためには、 | 研究の場として提供していく |
| | | 大学と連携し、大学の調査研究としてデ | |
| | | ータ収集や検証することが有効 | |
| 和田 | | 活用では博物館も大きな役割を果たすの | 出席を依頼する |
| | | で、委員会に出席してもらっては。 | |